【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第六十五条　削除

（改正前）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（第四号の政令で定める権利を除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第六号及び第七号に掲げる権利であつて政令で定めるもの　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

六　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（第四号の政令で定める権利を除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第六号及び第七号に掲げる権利であつて政令で定めるもの　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

六　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

（改正前）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

六　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】

（改正後）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関　その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関　その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

六　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

（改正前）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

六　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】（平成16年6月9日 法律第88号）

（改正後）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

（六、七　削除）

六　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

（改正前）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条、第百七条の二第一項及び第百五十五条第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

八　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

【平成16年6月9日 法律第88号】 （未施行）

第五十五条　証券取引法の一部を次のように改正する。

　　第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号及び第七十九条の五十七第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（改正後）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条、第百七条の二第一項及び第百五十五条第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

八　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

（改正前）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条、第百七条の二第一項及び第百五十五条第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

八　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第六十五条　銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条、第百七条の二第一項及び第百五十五条第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

八　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

（改正前）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

八　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

八　有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引　有価証券等清算取次ぎ

（改正前）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

（八　新設）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】

（改正後）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

（改正前）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る。）及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五　前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。）　私募の取扱い

六　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ　第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

（改正前）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

（四　新設）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　私募の取扱い

五　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

（七　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】

（改正後）

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　私募の取扱い

五　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

（改正前）

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第七号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　私募の取扱い

五　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第七号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　私募の取扱い

五　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

（改正前）

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第七号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　私募の取扱い

五　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　第二条第一項第一号から第七号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）　同条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　私募の取扱い

五　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

（改正前）

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

（二～四　新設）

二　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引を行う場合は、この限りでない。

②　前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第百七条の二第一項において「国債証券等」という。）　第二条第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　次に掲げる取引　第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ　国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ　外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ　第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ　外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

へ　外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

（改正前）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買をなし、又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において有価証券の売買をなすのは、この限りでない。

②　前項の規定は、国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券については、これを適用しない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第六十五条　銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買をなし、又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において有価証券の売買をなすのは、この限りでない。

②　前項の規定は、国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券については、これを適用しない。

（改正前）

第六十五条　銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買をなし、又は銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において有価証券の売買をなすのは、この限りでない。

②　前項の規定は、国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券については、これを適用しない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十五条　銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為をなすことを営業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買をなし、又は銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において有価証券の売買をなすのは、この限りでない。

②　前項の規定は、国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券については、これを適用しない。